

市有地（土地）の売り払いのお知らせ

次のとおり一般競争入札により市有地を売り払います。

番号	土地の地番（売り払い場所）	登記地目	面積	売払最低価格	用途指定など
1	西十五番町465-5	宅地	271.12㎡	4,910,000円	第一種低層住居専用地域
2	沢田字種井沢18-2、277-1、277-2、277-3	田	2,478.00㎡	1,100,000円	農業振興地域指定内

目印として現地に「のぼり旗」を立てます。

売り払い方法 最低価格公表による一般競争入札

公告場所 市役所および十和田湖支所掲示場

現場説明会 11月9日(月) 午前10時

それぞれの売り払い場所

入札参加受付期間・場所

11月9日(月) 午後1時～5時

11月10日(火)～27日(金) 午前8時30分～午後5時

(土・日曜日、祝日を除く)

管財課（市役所新館2階）

入札月日・場所 12月2日(水) 午後2時

市役所新館4階第4会議室

※入札参加の申し込みをしないと入札に参加できません。

番号2の入札に参加のかたは、11月12日までに農業委員会（市役所新館4階）で適格証明を申請してください。

※詳細は現場で説明しますので、入札参加予定者は現場説明会に出席してください。

※現地案内図は管財課で配布しています。また、市ホームページでご確認ください。

<http://www.net.pref.aomori.jp/city/towada/>

問い合わせ先 管財課管財係（☎235111内線142）



住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています

全国の住宅火災による死者は、平成15年以降5年連続で1,000人を超えています。このうち、約6割が65歳以上のかたとなっています。その原因として「逃げ遅れ」が多いことから、火災の早期発見、避難ができるように住宅用火災警報器を設置しましょう。

■住宅用火災警報器の種類は？

「煙式」「熱式」の2種類があります。



■どこで購入するの？

市内の電器店やホームセンターなどで販売されています。

製品を選ぶときは日本消防検定協会の鑑定に合格した「NSマーク」の付いたものをご購入しましょう。



■住宅のどこに取り付けるの？

寝室に煙式を取り付けが必要です。2階に寝室がある場合は、階段への設置も必要です。

なお、台所などにも設置すると安心です。

住宅用火災警報器の取り付け例

■エアコンの吹き出し口付近の場合

火災警報器を換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。

■天井の場合

火災警報器を壁から60cm以上離します。



■壁の場合

火災警報器を天井から15～50cm以内の位置にします。



問い合わせ先 十和田地域広域事務組合消防本部 予防課（☎254113）